

2020年9月30日

組合員・地域の皆さま

富士市農業協同組合

業務改善命令について（お詫び）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月に発覚いたしました当組合元常務理事による横領事案につきまして、本日、当該不祥事件について農業協同組合法にもとづき静岡県知事より業務改善命令の交付を受けました。組合員及び利用者の皆さま、地域の皆さまには多大なご心配とご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

当組合では、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、すでに取り組みを進めている「不祥事再発防止策」を完遂することにより、組合員及び利用者の皆さま、地域の皆さまの信頼回復に努めてまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<この件に関するお問い合わせ先>

富士市農業協同組合 企画部 担当：鈴木、大沼

Tel：0545-51-8431（土日祝日を除く 8：30～17：00）